

第百五十一回国参議院内閣委員会會議録第六号

平成十三年四月三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十九日

辞任

海老原義彦君

鹿熊 安正君

小山 峰男君

三月三十日

辞任

関谷 勝嗣君

松村 龍二君

松崎 俊久君

四月二日

辞任

中原 爽君

市田 忠義君

補欠選任

関谷 勝嗣君

松村 龍二君

松崎 俊久君

補欠選任

海老原義彦君

鹿熊 安正君

小山 峰男君

補欠選任

協 雅史君

富樫 練三君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

江本 孟紀君

仲道 俊哉君

森田 次夫君

小宮山洋子君

築瀬 進君

委員

鹿熊 安正君

山崎 正昭君

脇 雅史君

円より子君

白浜 一良君

大沢 辰美君

富樫 練三君

照屋 寛徳君

椎名 素夫君

国務大臣

国務大臣

(国家公安委員会委員長)

伊吹 文明君

事務局側

常任委員会専門員

館野 忠男君

本日の會議に付した案件

○犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(江本孟紀君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日、中原爽君及び市田忠義君が委員を辞任され、その補欠として脇雅史君及び富樫練三君が選任されました。

○委員長(江本孟紀君) 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。伊吹国家公安委員会委員長。

○国務大臣(伊吹文明君) ただいま議題となりました犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

犯罪被害者等給付制度は、故意の犯罪行為により不慮の死亡または重障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、何らの公的救済も受けられない被害者またはその遺族に対して、国が一定の給付金を支給するものであり、昭和五十六年一月一日に施行されて以来、これまで約四千五百名の方に對して約百六億円の給付金が支給されるなど、被害者及びその遺族の被害の軽減に重要な役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、地下鉄サリン事件等の無差別殺傷事件の発生等を契機に、被害者の置かれた悲惨な状況が広く認識されるに伴い、犯罪被害者等給付制度の拡充を初めとして、被害者に対する支援を求める社会的な機運が急速な高まりを見せております。

この法律案は、このような状況を踏まえ、犯罪被害者等給付制度の拡充を図るとともに、被害者に対する援助の措置に関する規定の整備を行うこと等をその内容としております。

以下、各項目ごとに、その概要を御説明いたします。

第一は、法律の題名及び目的の改正についてであります。

現行の法律は、犯罪被害者等給付金の支給について規定しておりますが、今回新たに被害者に対する援助の措置等に関する規定を整備することとしているため、法律の題名を犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に改め、あわせて趣旨規定を目的規定に改正するものであります。

第二は、犯罪被害者等給付制度の拡充に関する規定の整備についてであります。

その一は、犯罪被害者等給付金として、一定の重大な傷病を負った被害者に対して、一定の期間を限度とした医療費の自己負担分に相当する額を支給する重傷病給付金を新たに設けるとともに、遺族給付金についても同等の被害者負担額を合わせて支給することとするものであります。

その二は、障害給付金の支給対象となる障害の範囲を拡大するための規定を整備するものであります。

第三は、警察本部長等の援助の措置に関する規定の整備についてであります。

これは、警視総監もしくは道府県警察本部長または警察署長は、犯罪被害者等の早期の軽減に資するための措置として、情報の提供、警察職員等の派遣等の援助を行うように努めなければならないこと、国家公安委員会は、警察本部長等がとるべき措置に関して、適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとするものであります。

第四は、犯罪被害者等早期援助団体に関する規定の整備についてであります。

その一は、都道府県公安委員会は、営利を目的としない法人であつて、犯罪被害者等の早期の軽減に資するため被害者等を援助する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、犯罪被害者等早期援助団体として指定することができることとするものであります。

その二は、犯罪被害者等早期援助団体の事業として、被害者等に対する援助の必要性に関する広報・啓発活動を行うこと、犯罪被害等に関する相談に応ずること等を定めるものであります。

その三は、警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体に対し、被害者等の同意を得て、当該被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができることとするものであります。

その四は、犯罪被害者等早期援助団体の役員等の秘密保持義務について定めるものであります。なお、この法律の施行日は、犯罪被害者等給付制度の拡充に関する規定の整備については平成十三年七月一日、被害者等に対する援助の措置等に関する規定については平成十四年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○委員長(江本孟紀君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(江本孟紀君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案の審査のため、来る五日の委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 御異議ないと認めます。なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十時六分散会

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、ドメスティック・バイオレンスを禁止するための立法措置に関する請願(第六四二号)
一、内閣官房機密費疑惑の徹底究明に関する請願(第六七三号)

第六四二号 平成十三年三月十六日受理
ドメスティック・バイオレンスを禁止するための立法措置に関する請願

請願者 長野市屋敷田三九六ノ三 村松亮
勇 外二十九名

紹介議員 谷本 颯君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六七三号 平成十三年三月二十二日受理
内閣官房機密費疑惑の徹底究明に関する請願
請願者 鳥取市西品治六八三ノ一 松岡絵

利 外四十四名
大沢 辰美君

紹介議員
米原潜衝突事故やKSD汚職、機密費疑惑を契機に、自民党政治に対して国民から怒りの声が上がっている。中でも、内閣官房の機密費疑惑については、国会対策費、外遊議員へのせん別、私的な飲食に使用されていたなど、不正流用の事実が浮き彫りになっており、制度自体を根本から見直すべきである。
ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、内閣官房の機密費疑惑を徹底究明し、機密費を抜本的に見直すこと。

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案
犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案

犯罪被害者等給付金支給法(昭和五十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律
第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「重傷を受けた」を「重傷を負い若しくは障害が残った」に改め、「国が」を削り、「支給することについて規定するもの」を「支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかにこれらの者を援助するための措置を講ずることにより、犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的」に改める。

第二条第一項中「又は重障害をいう」を、「重傷又は障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であつてその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む」に改め、同条第三項中「遺族給付金」の下に、「重傷病給付金」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「重障害」を「障害」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項において「犯罪被害等」とは、犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害をいう。

この法律において「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体被害であつて、当該負傷又は疾病の療養の期間が一年以上であつたことその他政令で定める要件を満たすものをいう。
第四条を次のように改める。
(犯罪被害者等給付金の種類等)
第四条 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に對して、一時金として支給する。
一 遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族(次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう)。
二 重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負つた者。
三 障害給付金 犯罪行為により障害が残つた者。
第七条中「犯罪被害を原因として」を「遺族給付金(第九条第二項に規定する被害者負担額に係る部分を除く)及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として」に改め、「犯罪被害者等給付金」を削り、同条に次の一項を加える。
2 重傷病給付金及び遺族給付金(第九条第二項に規定する被害者負担額に係る部分に限る)は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、被害者に対し、同項に規定する法律以外の法令(条例を含む)の規定により療養に関する給付(同項に規定する期間におけるものに限る)が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。
第九条中「犯罪被害者等給付金」を「遺族給付金」に改め、「遺族給付金にあつては」を「障害給付金にあつては」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「重障害」を「障害」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項において「犯罪被害等」とは、犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害をいう。

金を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「重障害」を「障害」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項において「犯罪被害等」とは、犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害をいう。
3 この法律において「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体被害であつて、当該負傷又は疾病の療養の期間が一年以上であつたことその他政令で定める要件を満たすものをいう。
第四条を次のように改める。
(犯罪被害者等給付金の種類等)
第四条 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に對して、一時金として支給する。
一 遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族(次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう)。
二 重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負つた者。
三 障害給付金 犯罪行為により障害が残つた者。
第七条中「犯罪被害を原因として」を「遺族給付金(第九条第二項に規定する被害者負担額に係る部分を除く)及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として」に改め、「犯罪被害者等給付金」を削り、同条に次の一項を加える。
2 重傷病給付金及び遺族給付金(第九条第二項に規定する被害者負担額に係る部分に限る)は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、被害者に対し、同項に規定する法律以外の法令(条例を含む)の規定により療養に関する給付(同項に規定する期間におけるものに限る)が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。
第九条中「犯罪被害者等給付金」を「遺族給付金」に改め、「遺族給付金にあつては」を「障害給付金にあつては」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「重障害」を「障害」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項において「犯罪被害等」とは、犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害をいう。

にあつては障害の程度を基準とし「及び」(遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、その人数で除して得た額)を削り、同条に次の四項を加える。
2 重傷病給付金の額は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての被害者負担額(当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかつた日から起算して政令で定める期間を経過するまでの間における療養に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)その他の政令で定める法律の規定により当該被害者が受け、又は受けることができた当該期間における療養に関する給付の額を控除して得た額)当該被害者がこれらの法律の規定による療養に関する給付を受けることができない場合その他政令で定める場合にあつては、当該控除して得た額に相当するものとして政令で定める額をいう。
次項において同じ。とする。
3 被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合における遺族給付金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該療養についての被害者負担額を加えた額とする。
4 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、遺族給付金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。
5 障害給付金の額は、第一項に規定する給付基礎額に、障害の程度を基準として政令で定める倍数を乗じて得た額とする。
第十条第二項中「犯罪被害の」を「犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の」に、「犯罪被害が」を「死亡、重傷病又は障害が」に改める。
第十一条に次の一項を加える。
3 被害者について重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があつた後に当該被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、国は、当該重傷病給付金又は障害給付金の額の限度にお

いて、当該被害者の死亡に係る遺族給付金を支給する責めを免れる。

第十二条に次の一項を加える。

5 仮給付金の支給を受けた被害者又は遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定がある前に当該被害者又は遺族が死亡したときは、国は、当該仮給付金の額の限度において、当該被害者の死亡に係る遺族給付金又は当該遺族が支給を受けようとしていた遺族給付金と同一の犯罪被害を支給原因とする遺族給付金を支給する責めを免れる。

第二十三条を第二十五条とし、第二十二條を第二十四条とし、第二十一条の次に次の二條を加える。

(被害者等に対する援助)

第二十二條 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置として、被害者又はその遺族(以下「被害者等」という。)に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員等の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならない。

2 国家公安委員会は、前項の規定に基づき警察本部長等がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるものとする。

3 警察本部長等は、第一項の規定に基づく措置をとるに当たっては、関係する機関の活動との連携及び調和の確保に努めなければならない。

(犯罪被害者等早期援助団体)

第二十三條 公安委員会は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者(以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。)として指定することができる。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業であつて犯罪被害等の早期の軽減に資するものを行うものとする。

一 被害者等に対する援助の必要性に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。

二 犯罪被害等に関する相談に応ずること。

三 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること。

四 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により被害者等を援助すること。

3 被害者等を援助する者は、前項に規定する事業を行うに当たっては、第一項の指定を受けないうで、公安委員会指定という文字を冠した名称を用いてはならない。

4 警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が第二項第二号又は第四号に規定する事業を適正に行うために必要な限度において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、被害者等の同意を得て、当該被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる。

5 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

7 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号から第四号までに掲げる業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない。

8 犯罪被害者等早期援助団体は、第二項に規定する業務の遂行に当たっては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。

の活動との調和及び連携を図らなければならない。

9 第一項の指定の手続その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

本則に次の二條を加える。

(罰則)

第二十六條 第二十三條第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第二十七條 第二十三條第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第二十三條を第二十五条とし、第二十二條を第二十四条とし、第二十一条の次に二條を加える改正規定及び本則に二條を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(以下「新法」という。)第四條、第七條及び第九條から第十二條までの規定は、この法律の施行の日以後に行われた犯罪行為(新法第二條第一項に規定する犯罪行為をいう。以下同じ。)による死亡、重傷病(新法第二條第三項に規定する重傷病をいう。)又は障害(新法第二條第四項に規定する障害をいう。)について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は重傷病(この法律による改正前の犯罪被害者等給付金支給法第二條第二項に規定する重傷病をいう。)については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「犯罪被害者等給付金支給法(昭和五十五年法律第三十六号)の項中」犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改める。

関する法律」に改める。

(警察法の一部改正)

第四條 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條の三第一項中「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改める。

平成十三年四月十一日印刷

平成十三年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K